【環境農林水産部】

| No. | 用語 | 解説 |
| --- | --- | --- |
| \*1 | みどり | 周辺山系の森林、都市内の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなどを総称。 |
| \*2 | 大阪産（もん） | 大阪府域で栽培される農産物や畜産物、林産物、大阪湾で採取され府内の港に水揚げされる魚介類、大阪の特産と認められる加工食品のこと。生産者等からの申請に基づき、府が許可すると、「大阪産（もん）」のロゴマークが使用できる。 |
| \*3 | 自動車NOx・PM法 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の略称。大阪府内37市町など関東、関西及び中部の自動車排出ガスにより大気汚染が著しい地域（対策地域）において、車種規制の適用などにより大気環境の改善を図ることを目的とした法律。 |
| \*4 | おおさかスマートエネルギーセンター | 省エネの推進や再生可能エネルギーの普及拡大を目指して、平成２５年４月１日に、大阪府と大阪市が共同で設置したセンター。府民や事業者からの質問・相談にお応えし、その取組みを支援するほか、事業者、府民、公共施設等とのマッチング事業などを行う。 |
| \*5 | 低利ソーラークレジット事業 | 自宅の屋根に太陽光パネルを設置する府民の初期費用負担を軽減するため、公募により選定した金融機関と連携し、低金利の個別クレジット型ソーラーローンを提供する事業。 |
| \*6 | ＢＥＭＳ普及啓発事業 | 電気使用量を「見える化」することで、契約電力（最大デマンド）の抑制に役立つほか、空調などを制御する機能もあるエネルギー管理システム（EMS）について、その有用性をポスターやチラシ、イベント等を通じて事業者にＰＲする事業。（ＢＥＭＳ：Building Energy Management Systemの略） |
| \*7 | 下水熱ポテンシャルマップ | 冷暖房や給湯等の熱源として利用できる下水熱について、その利用を民間事業者に提案していくために、府内の流域下水幹線の位置・流量・温度等を示したマップのこと。 |
| \*8 | 温暖化防止条例 | 温暖化の防止等に取り組むため、エネルギーを多量に使う（CO2を大量に排出する）事業者に対して、温暖化対策の計画や報告の届出の義務付け等を規定した条例。 |
| \*９ | 治山ダム | 山地などの崩壊を防止し、土砂の流出を制御するため、土地の形状に応じて設ける小規模なダム。 |
| \*10 | 水源かん養 | 森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。 |
| \*11 | 里山 | 都市と自然の間にあって、人が利用してきた（いる）森林。人の影響を受けた生態系が存在する。都市化された地域では重要な自然空間。 |
| \*12 | 農空間 | 農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池などの農業用施設等が一体となったところを総称する。農産物の生産だけでなく、洪水などの災害の発生を抑制したり、被害を軽減する防災機能、都市のヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成、環境教育・福祉・雇用の場提供など、様々な公益的役割を果たしている。 |
| \*13 | 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例 | 都市農業の推進及び農空間の保全と活用について、都市農業の担い手の育成・確保、農空間の保全・活用、農産物の安全性の確保をすることにより、府民の健康的で快適な暮らしの実現及び安全で活気と魅力に満ちたまちづくりの推進に寄与することを目的とした条例。 |
| \*14 | 農地中間管理事業 | 農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、農用地等の貸付を希望する出し手から農地を借受け、農業経営の規模拡大や新規参入を希望する受け手に農地を貸し付ける制度。 |
| \*15 | 大阪型農地貸付推進事業 | 都市農業を継続して展開するための農地貸借を促進するため、農業振興地域を有しない15市町の市街化調整区域の農地（農地中間管理事業対象外）を対象にして、所有者に対して農地中間管理事業によるインセンティブと同等の貸付推進費を支援する事業。 |
| \*16 | 大阪アグリアカデミア | 大阪農業の成長産業化に向けて、農業者の経営能力を高め、農業販売額の拡大を図るため、平成２８年度からＪＡグループ大阪との共同事業で実施する「農の成長産業化推進事業」の柱である実践型農業ビジネススクール。ビジネスマインドの醸成から、民間企業の最先端の生産技術、販売戦略まで、トップレベルの能力を習得できる実践型スクールで、新規就農者向けのスタートアップコース及び主力農業者向けのリーダー養成コースの２コースからなる。 |
| \*17 | 認定農業者 | 田畑の拡大や機械化など5年間の経営改善計画を市町村に提出し、農業経営基盤強化促進法に基づき国に認定された個人や法人。地域農業を担う意欲的な農家を育てるのが目的。府では、国の認定農業者のほかに、小規模であっても地産地消に取り組む農業者等を都市農業・農空間条例に基づき大阪府が認定する大阪版認定農業者制度がある。 |
| \*18 | 畜産クラスター事業 | 畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が連携し、畜産の収益性を地域全体で向上させる取り組みに対して、国が補助事業等により支援する事業。  （参考URL）http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l\_cluster.html |
| \*19 | 香港フードＥＸＰＯ | 香港で開催されるアジア最大級の国際食品見本市。例年、約６０カ国・地域より約2万名のトレード・バイヤーが来場する。 |
| \*20 | ハザードマップ | 万一の災害発生時に、住民が安全に避難できるようあらかじめ被害の予想区域や程度、避難場所などを示す地図。住民の生命を守る観点から“逃げる” “凌ぐ”という減災対策として基礎自治体である市町村が中心となって作成する。 |
| \*21 | 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例 | 土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする条例。主な規制項目等は次のとおり。  ・3,000㎡以上の土砂埋立て等を行うためには許可を得なければならない。  ・事前の周辺地域の住民への説明会の開催や、災害の防止と生活環境の保全のための措置等が必要。  ・搬入土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認や排水の水質検査を義務付け。 |